

呉市における法令遵守の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、職員の職務に係る法令遵守のための体制整備を図り、市政の透明化を推進するとともに、公正な職務の遂行を確保することにより、市民の負託にこたえ信頼される市政を確立し、もって市民の利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職に属する本市（以下「市」という。）の職員をいう。
- (2) 職員等 職員、職員以外の者で市に対し公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第2条第1項に規定する労務を提供するもの及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市が指定したものが行う市の公の施設の管理に係る業務に従事する者をいう。
- (3) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例、規則及び訓令をいう。
- (4) 任命権者 法第6条第1項に規定する任命権者をいう。
- (5) 公益通報 職員等が、市政運営上の法令違反又は人の生命、身体、財産若しくは生活環境に重大な損害を与える行為（不作為を含む。以下「違法行為等」という。）が生じ、又はまさに生じようとしていると思料するときに、不正防止のために呉市法令遵守審査会に対して行う内部通報をいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正な目的で行う当該内部通報を除く。
- (6) 公益通報者 公益通報をした職員等をいう。
- (7) 特定要求行為 職員以外のものが職員に対し、その職務に関し、特定の団体又は個人（以下「特定のもの」という。）を他のものと比べて有利に扱うなど特別の扱いをすること（不作為を含む。）を求める働き掛けをいう。ただし、公聴会、議会、説明会等の公開の場でなされたもの、陳情書、要望書、依頼書等の公式の書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができ

ない方式で作られた記録をいう。)を含む。)によるものその他の通常の適正な職務の遂行に係るものであることが明らかであるもの(暴力的行為, どうかつ, 威嚇, 乱暴な言動その他の社会的相当性を逸脱する手段を伴うものを除く。)を除く。

(8) 不当要求行為 特定要求行為のうち, 次に掲げる行為をいう。

ア 正当な理由なくして次に掲げることを求める行為

(ア) 特定のものに対して著しく有利な, 又は不利な取扱いをすること。

(イ) 特定のものに対して義務のないことを行わせ, 又は権利の行使を妨げること。

(ウ) 職務上知り得た秘密を漏らすこと。

(エ) 遂行すべき職務を行わず, 又は定められた期限までに行わないこと。

(オ) (ア)から(エ)までに掲げるもののほか, 法令に違反し, 又は職員としての職務に係る倫理に著しく反することを行うこと。

イ 職員の公正な職務の遂行を妨げることが明白な行為

ウ 暴力的行為, どうかつ, 威嚇, 乱暴な言動その他の社会的相当性を逸脱する手段等職員の公正な職務の遂行を妨げる行為

(基本原則)

第3条 職員は, 全体の奉仕者であることを深く自覚し, 常に市民の立場に立って公正に職務を遂行しなければならない。

2 職員は, 職務の遂行に当たっては, 法令を遵守し, 不当な要求に対しては, き然として対応しなければならない。

3 職員は, 行政の透明化を図ることにより, 市政に対する市民の理解と協力を得られるよう努めなければならない。

(任命権者等の責務等)

第4条 任命権者は, 職員に対する研修の実施, 不当要求行為に対し適切な対応ができるための体制の整備, 公益通報者の保護, 関係者への指導啓発等この条例の目的を達成するために必要な措置を講じなければならない。

2 管理又は監督の地位にある職員は, その職務に係る法令遵守について自らの責務を

深く自覚するとともに、所属の職員に対して常に適切な指導を行わなければならない。

- 3 何人も職員に対し公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為を要求し、又は当該行為をさせるようにあつせんする行為をしてはならない。

(法令遵守審査会)

第5条 公益通報及び特定要求行為に関する調査、審査等を行うため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として、呉市法令遵守審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、委員3人で組織する。
- 3 審査会の委員（以下「委員」という。）は、弁護士、大学教授等法令に関し専門的な知識を有する者の中から市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 審査会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、これを解嘱することができる。
- 8 委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して解嘱されることはない。
- 9 委員は、自己若しくは二親等以内の親族（以下この項において「自己等」という。）の一身上に関する事件又は自己等の従事する業務に直接利害がある事件については、第1項の調査、審査等を行うことができない。
- 10 審査会の会議は、委員全員の出席をもって開催するものとする。ただし、やむを得ない事情のある場合は、この限りでない。
- 11 審査会の会議は、非公開とする。ただし、審査会が必要と認める場合には、公開することができる。

(審査会の職務)

第6条 審査会は、次に掲げる職務を所掌する。

(1) 公益通報の受付，調査，審査等に関する事項

(2) 特定要求行為の調査，審査等に関する事項

(公益通報)

第7条 職員等は，公益通報（以下「通報」という。）をすることができる。

2 職員等は，通報をする場合は，原則として実名により誠実に行い，この制度を濫用してはならないものとし，やむを得ず匿名により通報をする場合には，当該通報に係る事実が確実にあると信じるに足りる相当な根拠を委員に示さなければならない。

（不利益取扱いの禁止等）

第8条 市長及び任命権者（以下「市長等」という。）は，公益通報者（以下「通報者」という。）に対して，通報をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いもしてはならない。

2 通報者は，通報をしたことによって不利益な取扱いを受けたと思料するときは，委員にその是正の申立てをすることができる。この場合において，通報者が通報した後に受けた不利益な取扱いは，特段の理由のない限り，当該通報をしたことを理由としてなされたものと推定する。

3 市長等は，通報者を保護するため，通報者が特定されるおそれがあると認める情報は公開してはならない。

（通報に係る審査会及び委員の職務）

第9条 審査会は，通報の受付及び調査に係る業務を委員に行わせるものとする。

2 委員は，通報を受けたときは，審査会にこれを通知するとともに当該通報の内容について速やかに調査を行い，審査会は，その調査に基づき速やかに審査を行うものとする。

3 審査会は，審査の結果，当該通報どおりの事実があると認めるときは当該事実に対する是正措置等についての意見を付して，該当する事実がないと認めるとき又は調査を尽くしても当該事実の存否が明らかにならないときはその旨を，市長等に報告するものとする。

4 審査会は，審査の結果を通報者に通知しなければならない。ただし，匿名の通報者

又は報告を希望しない通報者に対しては、この限りでない。

5 審査会は、市長等が正当な理由なく次条第1項の措置を執らないときは、これを公表することができるものとする。

6 前各項の規定は、前条第2項の規定による是正の申立てについて準用する。

(通報に係る措置等)

第10条 市長等は、前条第3項の規定による審査会からの報告（同項の規定により審査会が是正措置等についての意見を付した当該報告に限るものとし、同条第6項の規定により準用する場合の当該報告を含む。）を受けた場合は、速やかに審査の結果に基づいて必要な事実の確認を行うとともに審査会の意見を尊重し、違法行為等を是正し再発を防止するために必要な措置を講じるものとし、市長は、その概要を公表するものとする。

2 市長等は、前項に規定する場合のほか、通報者が通報をしたことにより不利益な取扱いを受け、又は受けるおそれがあると認めるときは、速やかに改善又は防止のために必要な措置を講じるものとする。

3 任命権者は、職員等が自ら関与している違法な行為について通報をした場合には、当該職員等の懲戒処分については、通常の処分より軽減することができるものとする。

4 市長等は、通報に係る事実がないことが判明した場合等で関係者の名誉が害されたと認めるときは、事実関係の公表等当該関係者の名誉を回復するために適切な措置を講じるものとする。

(特定要求行為への組織的対応)

第11条 職員は、特定要求行為があったときは、行政の透明化を図るとともに公正な職務の遂行を確保するためにこれを記録し、上司に報告するとともに、当該記録を審査会に提出することにより組織的に対応しなければならない。ただし、当該特定要求行為が明らかに不当要求行為に該当しないと判断した場合は、当該記録の審査会への提出に代え、総務課にこれを提出することができる。

(特定要求行為に係る審査会の職務)

第12条 審査会は、前条本文の規定により提出された記録について速やかに必要な調

査を行い、当該特定要求行為が不当要求行為に該当するかどうか審査しなければならない。

2 審査会は、前項の規定による審査の結果、不当要求行為に該当すると認めるときは、是正措置等についての意見を付して、該当しないと認めるときはその旨を、市長等に報告するものとする。

3 審査会は、市長等が正当な理由なく次条の措置を執らないときは、これを公表することができるものとする。

(不当要求行為に対する措置)

第13条 市長等は、前条第2項の規定により不当要求行為に該当すると認められるものについての報告を審査会から受けたときは、速やかにその報告に基づいて必要な事実確認を行うとともに、審査会の意見を尊重し、当該不当要求行為を行ったものに対し警告する等必要な措置を執るものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、当該不当要求行為を行ったものの氏名又は名称、警告の内容その他の事項について公表することができる。

(職員等の協力)

第14条 職員等は、審査会からの求めに応じ、通報又は特定要求行為の調査又は審査について協力をしなければならない。

2 前項の規定により調査又は審査に協力をした職員等は、その際知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(運用状況の公表)

第15条 市長は、通報及び不当要求行為の件数、これらの概要等に係る前年度の運用状況について、毎年度公表するものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日前に行われた通報又は特定要求行為については、適用しない。

付 則（平成19年12月25日条例第39号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成27年1月8日条例第1号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成27年1月8日条例第12号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。